

果樹 ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日最終改定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青果物)	関連目的	取組事項	取組例
1 農場経営管理(経営体制全体・リスク管理)を主な目的とする取組						
ルール策定に係る取組	1-1	1	1		農場経営に必要な基本情報(栽培品目名/ほ場/施設の名称・所在地等)を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。	<ol style="list-style-type: none"> <li>ほ場・施設のリストを作成し、面積や栽培履歴(栽培品目、ほ場や施設の名称・所在地等)を明確にする。</li> <li>ほ場の危険箇所やほ場周囲の汚染リスクについて地図に記載して整理する。</li> <li>ほ場から農産物取扱施設までの搬送経路を明らかにし、地図に記載して整理する。</li> <li>地図にほ場や自宅、施設の位置を明確にし、目印や通称を決め、作業員全員に周知する。</li> <li>人が通りやすい場所、逆に人目に付きにくい場所を把握し、巡回や監視を行う方法を検討する。</li> <li>栽培工程、収穫工程、農産物取扱工程について実際に作業を行ってみて、検討した作業工程が正しいか検証する。</li> <li>出荷する商品がどのようなユーザーにどのような喫食方法で消費されるかを適切に把握する。</li> </ol>
	1-2	2	2		組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。	<ol style="list-style-type: none"> <li>経営者が農場で発生する業務ごとに漏れなく責任者を決め、責任者に学習の機会を与えて適切なルールを定められるようにする。</li> <li>業務の役割分担を明確にし、作業員全員に役割分担を周知した上で事故を想定した連絡、報告等が滞りなく行えるか訓練をする。</li> <li>業務の責任に、使用する機械、器具、場所、資材(例:農薬に関する責任者には防除機、防除衣、農薬保管庫、農薬等の管理責任を付与)等を付帯させ、管理責任を付与し、責任者が責務を果たしているか、定期的に確認する。</li> </ol>
	1-3	3	3		農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる事項を明示し、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>農場運営の方針を定め、全従業員に周知する。</li> <li>取引先の情報を入手する際に、SDGsへの関与、フェアトレードへの取組等を把握し、取引業者との契約に際し、法令遵守の項目を盛り込み誓約する。</li> <li>自らの事業に係る法令を調査、把握し、自らの農場運営に反映させる。</li> </ol>
	1-4	4	4		長野県GAP基準に沿った農場の管理を実施するため、農場のルール決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>分かりやすい作業手順書を作成し、作業手順を周知した上で手順通り作業しているか点検する。</li> <li>農業使用基準を遵守した農業使用計画(計画実践のための指示・命令系統の構築及びイレギュラー時の対応方法を備える)を策定し、その計画を周知・実行・検証を実施する。</li> <li>病原性微生物を付着させないための手洗い、増殖させないための冷蔵保管等を農場のルールとして定める。また、硬質異物を混入させないため農場内への持ち込み制限、出荷検品等の手順を定め、手順通り実践したことを記録する。</li> <li>食品表示法及び食品表示基準の確認方法を定め、確認したことを記録する。</li> <li>廃棄物の種類を分け、種類ごとに適切な処分方法を確認し、処分方法等をルール化する。</li> <li>作業環境や労働時間等を定め、作業環境、条件を記録する。</li> <li>機械、設備の操作方法等を定め、作業員への教育、訓練を実施し、点検、操作について記録する。</li> <li>各業務範囲における責任者を定め報告体制を構築し、自己点検結果やクレーム・食品事故の発生の有無、労働災害・怪我の発生の有無などの確認を元に改善事項を決定し改善を実行する。</li> </ol>
	1-5	5	7		農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を決定し、記録を作成・保存。	<ol style="list-style-type: none"> <li>記録すべき事項を決め、記録のリストを作成する。また、記録すべき事項に漏れがないか、確認する。</li> <li>記録ごとに説明責任を果たすために必要な保管期間を定め、紛失や損傷しないように保管し、各種記録の関連性を確認する。</li> </ol>
	1-6	6	25		農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者(訪問者を含む)に対して遵守するよう周知。	<ol style="list-style-type: none"> <li>外部からの訪問の許可の無い農場への立入を禁止し、許可の無い農場への立入を防止する対策を講じるとともに、すべての許可された入場者に対して農場内への入場時のルールを定める。</li> <li>農場内のルールを作業員・入場者へ周知し、遵守させる。</li> </ol>
知的財産権への対応	2	7	5		登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。	<ol style="list-style-type: none"> <li>種苗を譲渡する、又は譲受する場合は、当該種苗が登録品種か確認し、登録品種の場合、その種苗の利用に権利者の許諾を得ているか確認する。また、登録品種を自家増殖する際には、省令指定されている種類かどうか、権利者が自家増殖を認めているかどうかそれぞれ確認する。</li> <li>自ら増殖した登録品種の苗を他の農業者から分けてほしいと頼まれた場合は、正規の流通ルートから種苗を購入するよう要請する。また、種苗を譲渡する場合、他者への譲渡行為が育成者権者の許諾を得ている行為か確認の上、新たに許諾が必要な場合は育成者権者から確実に許諾を受ける。</li> <li>自ら開発した技術や工夫した器具、種は特許、実用新案申請、品種登録し、先使用権を主張できるよう、開発時期や使用時期を記録する。</li> <li>自ら開発したブランド名や商品名、ロゴマーク等を保護する必要があるか、販売戦略と照らして検討する。必要があれば商標登録するなどして権利化する。</li> </ol>

# 果樹 ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日最終改定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青果物)	関連目的	取組事項	取組例
記録とその反映に係る取組	3-1	8	6		農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産地または農業者の単位で、栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、長野県GAP基準の取組例を基に農作業の点検項目等を策定する。</li> <li>2 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存する。</li> <li>3 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存する。</li> <li>4 自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、見直しを行う。</li> <li>5 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用する。 など</li> </ol>
	3-2	9	11		出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びつけた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 クレームなどに対して、トレーサビリティ確保のため、出荷する商品の段ボール、袋やフィルム、出荷伝票等に農場名と日付を記載する。また、出荷伝票の日付と農産物の調製、収穫、栽培等の記録を紐づける。</li> <li>2 食品安全にかかわる事故や残留農薬基準違反等の発生に際して、トレーサビリティが確保されているか、出荷記録、収穫記録、栽培・防除記録を使って照合可能か、日常的に点検する。また、出荷記録と紐づく調製作業、収穫記録、防除記録を作成し保管する。更に回収対象の範囲と損失を考慮し、ロットの単位を決定する。</li> </ol>
	3-3	10	64		肥料等の使用記録の作成・保存。	<p>農産物の品質に問題が生じた際には、使用記録を確認することにより原因追及の一助とすることができる。そのため、以下の項目に関する肥料等の使用記録を作成し、保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施肥した場所(ほ場名等)</li> <li>2 施肥日</li> <li>3 肥料等の名称</li> <li>4 施肥量</li> <li>5 施肥方法(散布機械の特定を含む)</li> <li>6 作業者名</li> </ol>
	3-4	11	58	食品安全	農薬の使用に関する内容を記録し、保存。	<p>農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載し保存する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①使用日</li> <li>②使用場所</li> <li>③使用した農作物</li> <li>④使用した農薬の種類又は名称</li> <li>⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率 など</li> </ol>
	3-5	13	77		ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第一種圧力容器(小型圧力容器を除く)はボイラー協会による性能検査が必要。</li> <li>2 定期自主検査は1か月に1回以上行う必要がある。記録は3年間保存する。</li> <li>3 異常が認められたときは補修、その他必要な措置をする。</li> </ol>
外部委託先への対応	4	14	12		工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意形成の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託する工程を明示し、衛生管理(食品安全の確保)の手順を守る合意を得て、定期的に遵守状況を確認する。</li> <li>2 外部委託先へ行き、決められた手順で作業をしている事と、外部委託先が作成している記録を確認する。</li> <li>3 保管に関する契約書、覚書等を締結し、取引先の保管の状況を定期的に点検する。また、定期的に保管の状況の記録、提出を求め、事故が発生した場合の処置を合意しておく。</li> </ol>
資材供給への対応	5	15	13		食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて、サービス提供者の評価及び選定を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品安全を確保するための資材等の供給に係る仕入先業者に関する情報収集や同業者等からの情報入手を怠らない。</li> <li>2 残留農薬の検査についてISO17025認定機関、厚生労働省登録検査機関である検査機関に分析を依頼する。また、検査機関の登録、認証の範囲を確認する。</li> <li>3 出荷した農産物等に関して取引先と取扱いに関する契約書、覚書等を締結し、取引先の作業の状況を定期的に点検する。また、作業の状況の記録、提出を求め、事故が発生した場合の処置について合意しておく。</li> </ol>
クレームへの対応	6	16	14		クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商品のクレーム対応の手順を明確にし、手順に基づき、原因追及、再発防止策を検討し、取引先に迅速に報告する。また、クレーム対応の手順が機能するか、処置にどれほど時間を要するか、テストを行い、その結果を活用し、手順を見直す。</li> <li>2 農場のルールを周知徹底し、農場のルール違反を発見、指摘された場合の処置を明確にする。また、事故発生時は原因追及と再発防止策の検討により再発を防ぐ。</li> </ol>
BCPの策定等に係る取組	7	17	15		事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策(各種保険への加入やBCPの策定等)の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入保険に加入し、災害等が発生した場合は、農業保険による補償の適用を受ける。</li> <li>2 「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」を活用するなどして、リスクマネジメントの実施や事業継続計画(BCP)の策定を行う。</li> <li>3 災害の発生等により作業者に欠員が出た場合に備えて他の従業員が兼務できるよう、普段から業務のシェアを実施する。</li> </ol>

**果樹 ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日最終改定)**

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青果物)	関連目的	取組事項	取組例
機器の校正	8	18	37		計量機器の点検・校正。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計量機器や水分計、温度計、金属探知機などは定期的な校正を行い、計量機器を適切に設置・保管する。</li> <li>2 一覧表を作成し、点検の方法を定め、点検の実施を記録(日付、内容等)する。</li> </ol>
訓練の実施	9	19	20		作業が必要な力量を身に付けるための教育訓練を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業員への教育、訓練の計画を立案し、食品安全を理解した者により、作業員に衛生管理の教育を実施する。</li> <li>2 機械操作に熟練し、安全な操作を理解した者による作業員への教育、訓練の計画を立案し、訓練を実施する。</li> <li>3 外国人技能実習生に対して、理解できる言語、図等による教育を実施し、十分に理解できたか通訳等を介して確認する。</li> </ol>

**2 労働者の安全管理(労働安全および労働者の人権保護)を主な目的とする取組**

ルール策定に係る取組	10-1	20	9		農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックを行い、作業方法の見直しや作業現場の改善、危険箇所の表示等を関係者で情報共有しておく。</li> <li>2 ほ場は、出入口について傾斜を緩く、幅を広くする。耕作道の曲がり角は隅切りにし、路肩や側溝はわかりやすくするために草刈りを行い、路肩が軟弱な場合は補強を行う。</li> <li>3 自ら所有していないほ場や公共の道路等のために改善できない場合は、危険箇所等に関する情報を従事者だけではなく広く関係者と共有する。</li> <li>4 危険性の高い作業を行う場合は、作業員の負担軽減や危険な状況を知らせる補助者を配置する等、一人で作業を行わないようにする。また、やむを得ず一人で作業を行う場合には、作業内容や作業場所を家族等に伝えておく、携帯電話を必ず所持する等、事故が発生した際の早期発見のために必要な措置を行う。</li> <li>5 事故が発生する可能性が高いと感じた事例や軽微な事故事例は、原因を分析し、他の従事者と共有して迅速に必要な対策を講じる。</li> <li>6 作業委託を行う場合は、受託者に対して危険箇所や注意事項等について事前に説明し、事故防止に努める。</li> <li>7 傾斜地等、危険な場所で機械作業等を行う際は、十分な技量を持った者にのみ作業を許可するまた、事故が起こりやすい危険な場所を事前に把握する。</li> <li>8 機械作業においては、十分な技量を持った者にのみ操作を許可し、作業前に操作方法を再確認する。また、危険な作業を禁止する、安全装置付きの機械を導入するなど安全に配慮する。</li> <li>9 作業員全員がどこで、何をしているか把握する方法を決め、戻り時間を決める。また、連絡方法と時間を決め、連絡がつかない場合の対処方法を決める。</li> <li>10 高温時の作業については作業を中止する温度、湿度を決める。また、時間を決めて強制的に休憩を取り、水分や塩分を摂取する。</li> <li>11 作業員が体調不良の際は配置換え、作業制限を行う。また、服薬した場合の措置等を定め、体調等の記録を作成する。</li> <li>12 作業が長時間に渡る場合は、機械操作時間の上限設定、交代要員の確保、適宜交代、適宜休憩等、作業時間のルールを定める。</li> <li>13 農産物や廃棄物運搬の際は積載可能重量を把握し、周知し、過積載走行を禁止する。</li> </ol>
	10-2	21	16		雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて管理を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 雇用に際しては、労働基準監督署、公共職業安定所、総合労働相談コーナーや社会保険労務士に相談の上、作業員に労働条件を提示し、これを遵守する。</li> <li>2 作業員を差別しない様、農場内で人権に関する教育を実施する。</li> </ol>
	10-3	22	24		清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 前もって想定される事故への対応手順や連絡網を定め、農場内に周知する。</li> <li>2 応急手当のための救急箱や、傷口や目、口を洗い流すための衛生的な水を、いざという時にすぐ使える場所に用意し、作業員に周知する。</li> <li>3 消防署の普通救命講習の受講等により、応急手当ができる人員を農場内に配置する。</li> </ol>
労働環境の整備に係る取組	11	23	17		技能実習生(育成就労外国人)など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技能実習生など、外国人雇用に際しては制度の確認。外国人技能実習機構へ相談するとともに、在留資格の確認、適切な資格を持った外国人の制度に則った受入れを行う。また、受け入れ及び離職時は、ハローワークへの届出を実施する。</li> <li>2 快適に住める住居の提供。</li> </ol>
労働者間の合意形成の取組	12-1	24	18		家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家族で話し合い、役割を決める。</li> </ol>
	12-2	25	19		労働基準法等に定められた労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法定三帳簿を適切に整備し、適宜、労働基準監督署、社会保険労務士に相談する。</li> <li>2 従業員と雇用者の両者間での話し合いを行い、従業員の不満を聞き、改善する。また、話し合った内容を記録する。</li> </ol>
農作業等におけるリスク管理	13-1	26	21	農場経営管理	事故や疾病罹患後の従業員を保護するための労災保険への加入(法令上の義務を含む)。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人経営の場合は、従業員が1人でもいる場合は、原則労災保険に加入する。</li> <li>2 法人経営でなくても、常時雇用している従業員が5人以上いる場合は、原則労災保険に加入する。従業員が5人未満であっても労働者が業務上負傷することや疾病にかかるリスクを踏まえ、必要に応じて労災保険に加入する。など</li> </ol>

果樹 ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日最終改定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青果物)	関連目的	取組事項	取組例
	13-2	27	22		適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険な作業を行う作業者を特定(指定)する。作業者は十分に訓練された熟練者に限定するとともに、妊産婦、年少者及び高齢者にあつては、重量物の取扱い、高所作業等の危険な作業を行わない、行わせないことを徹底する。</li> <li>2 公的な資格や講習の受講、修了を必要とする作業か、確認する。資格等が必要な場合、資格を取得する(させる)か、所持している作業者に担当させる。</li> <li>3 資格等が必要な作業の場合、作業時に免許や修了証を携帯することを求めているものがあるため注意する。また、他の資格等についても、いつでも用意できるように保管場所を決めておく。</li> <li>4 労働安全に関する責任者は、作業者の身体能力を確認し、作業者の配置を検討する。</li> </ol>
	13-3	28	23		安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 転倒、転落、落下物等の危険性のある場所での作業や、道路走行時には、ヘルメットを着用する。</li> <li>2 飛散物が当たる危険性のある場所では、フェイスガード、保護めがね等を着用する。</li> <li>3 機械の使用に際しては、回転部に頭髪や衣類等が巻き込まれないよう、髪の毛をまとめる、帽子をかぶる、袖口をしっかり締めるなど、髪型・服装にも十分注意する。</li> <li>4 高所作業時には、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等を着用する。</li> <li>5 粉塵のある作業場所では、防塵めがねや防塵マスク等を着用する。</li> <li>6 防除作業時には、作業衣、マスク等を着用し、使用後は洗浄後、適切に保管する。</li> </ol>
適正な機械等の使用	14-1	29	39		機械、装置、器具等の適正な使用。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械などの取扱説明書は熟読し、大切に保管する。</li> <li>2 左右独立ブレーキがついた乗用型トラクター等の走行時は、左右のブレーキペダルを連結させる。</li> <li>3 刈払機使用時には、部外者が立ち入らないように注意する。</li> <li>4 脚立を使用する場合は、開き止めなどの固定器具を確実にロックする。 など</li> </ol>
	14-2	30	56		農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農薬容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に基づく安全に作業を行うための服装(防除衣)やマスク、ゴーグル等の保護具を正しく着用する。</li> <li>2 指定された性能を有していないマスクを着用すると保護効果がないため、農薬ラベルの表示内容に基づき、適切なマスクを選択する。</li> <li>3 ラベルに指示がある場合は、農薬使用後の立入を禁止・制限したり、散布した農薬が乾くまでほ場の立入を禁止したりするなどの対策を取る。</li> <li>4 農薬散布に使用した防除衣や保護具を一般の洗濯物と一緒に洗濯すると、農薬成分が他の洗濯物に付着してしまうため、分けて洗濯をする。農薬保管庫内に保護具を保管すると、保護具に農薬成分が付着し、フィルターの効果がなくなる可能性がある。</li> <li>5 洗浄した防除衣・保護具だとしても農産物に接触すると農産物に農薬成分が付着する可能性があるため、防除衣や保護具は農薬保管庫に入れず、専用のロッカー等を用いる。</li> </ol>
	14-3	32	76	労働安全	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置時の届出、落成検査等の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>①小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行う必要がある。</li> <li>②第一種圧力容器は、所轄労働基準監督署への設置届と落成検査が必要で、検査に合格すると検査証が交付されます。</li> </ol> </li> <li>2 取扱作業主任者の設置 <ol style="list-style-type: none"> <li>①第一種圧力容器(小型圧力容器等を除く)の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会 修了者等の有資格者のうちから作業主任者を選任する。</li> </ol> </li> </ol>

3 食品安全を主な目的とする取組

ルール策定に係る取組	15	33	8		農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全(品質を含む)に関する危害要因について分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 意図する喫食の仕方を考慮した食品安全上のリスクを推定する。</li> <li>2 維持経費のかかる過剰な対応、投資をしない。</li> <li>3 異物混入等のリスクに関して施設の状態について定期的に点検、修繕を行い、間接的に農産物を汚染する可能性があるものを含めて施設起因の危害要因を抽出する。また、施設内の壁、床、天井等に有害な物質が使用されていないか点検する。また、機械起因の危害要因を抽出し、機械の状態について定期的に点検、修繕、補修を行う。</li> <li>4 怪我をした作業員の血液付着を避けるため、作業員が農産物(収穫物)に触れる可能性がある工程を特定し、怪我をした際の対応を設定し、実施する。</li> <li>5 作業員に由来する病原性微生物の汚染事故を避けるため、作業員が農産物(収穫物)に触れる可能性がある工程を特定し、農産物に触れる作業員に、手洗い、手袋着用、アルコール消毒など品目に合わせた衛生対策=ルールを設定・実施して、対策を講じたことを記録する。</li> <li>6 悪意を持った他者が、農場やその関連施設に侵入する可能性を抽出する。</li> <li>7 農薬に関する教育を実施し、作業員が「農薬を使用する者が順守すべき基準」を遵守しているか、検証する仕組みを構築する。</li> </ol>
有害生物等への対応	16-1	34	26	農場経営管理	ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 手洗い設備の設置、備品の準備、衛生的な状態を確保し、十分な機能を有するように維持管理する。</li> <li>2 食中毒や感染症の防止のため、手洗いのタイミングと正しい手洗いの仕方について、作業員に周知、徹底をする。</li> </ol>

果樹 ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日最終改定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青果物)	関連目的	取組事項	取組例
	16-2	35	27		ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政による環境調査等の結果や自主的な土壌分析の結果、「土壌汚染対策法」や「農用地土壌汚染防止法」に関する情報を収集し、食品安全の観点から問題となる危害要因による土壌汚染の可能性がある場合は行政の指導に従う。</li> <li>2 ほ場周辺に、大気や水を通して土壌を汚染する可能性のある施設がある場合、行政に相談し、対応を検討する。</li> <li>3 前作に使用した農薬、廃棄物、資材、動物等による土壌汚染の可能性に注意する。</li> <li>4 野生動物(シカ、サル、イノシシ等)の侵入を防ぐため、集落ぐるみでの対策を実施する。</li> </ol>
	16-3	36	33		農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 どのような有害生物が侵入、発生しているか、発生源や侵入経路を調査し、発生源の除去、進入路の閉鎖などの対策を講じる。</li> <li>2 有害生物の侵入や発生が確認された場合には、農産物の汚染を防止する方法で駆除する他、農産物に汚染が生じていないかどうか、必要に応じて検査する。</li> <li>3 有害生物の他に、農産物取扱施設・設備内において、小石、ガラス片、金属屑のような異物や、有毒な雑草などの混入の可能性についても検討し、異物や雑草等の混入を防止する対策をとる。</li> </ol>
	16-4	37	34	農場経営管理	喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 喫煙や飲食する場所を限定し、責任者を決めて場所を管理する。</li> <li>2 喫煙や飲食後に作業場に再入場する際の手順として、手洗い、衣服のローラーがけ、よく叩いて汚れを落とすなどの処置をし、作業に復帰するなどの対策を農場のルールとして定め、リスクを低減するよう徹底する。</li> <li>3 健康増進法上の第二種施設は原則屋内禁煙となっているため、屋内で喫煙を認める場合は一定の基準を満たす喫煙専用室を設置する。</li> <li>4 アレルギー物質を含む農産物と他の農産物に共通する工程を確認し、アレルギー物質を含む農産物とその他の農産物が接触(二次接触も含む)する可能性があるか、把握する。可能性があるならば、アレルギー物質を含む農産物との接触をなくす、あるいは、減らす対策を検討する。</li> </ol>
	16-5	38	35		農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農産物の保管、貯蔵、出荷作業(待機)する場所に関し、場所、農産物が接触する可能性があるあらゆる設備、器具自体の使用前後の清掃だけでなく、同じ場所に農産物を汚染する可能性がある資材(農薬、肥料)、機械・器具(トラクター、農薬散布機器、防除衣)、燃料などを置かないようにする。</li> <li>2 農産物に適した温度と湿度を保つ。</li> <li>3 天井、壁等に結露した水滴が農産物に付着しないようにする。</li> <li>4 光に敏感な農産物(馬鈴薯等)を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管する。</li> <li>5 農産物の日持ちを考慮し、先入れ先出しなど適切な順番で取扱う。</li> <li>6 有害動物、異物等の侵入・混入防止措置を講じる。</li> </ol>
	16-6	43	78		りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の防止・低減対策の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 果実に傷がつくと、損傷部からかび毒(パツリン)が繁殖するので、傷がつかないようにいねいに扱う。</li> <li>2. 果実に土などが付着しないよう注意して収穫・運搬する。 など</li> </ol>
	16-7	44	61		堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草の種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。	<p>自ら堆肥を製造する場合、十分に発酵させるため、以下に示す対策を実施すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①副資材の利用等により、水分を調整する。</li> <li>②定期的な切返し(目安:1か月ごと1回で計3回以上)等により、全体に空気を入れる。</li> <li>③製造時(目安:堆積2週間後)の堆積物の内部温度を測定し、「雑草の種子の死滅のために60℃以上が数日間続いていること」、「病原微生物の死滅のために55℃以上が3日間以上続いていること」を確認するよう努める。</li> <li>④十分に堆肥化したか、色や臭い、手触りを確認する。</li> </ol>
水および培養液の管理	17-1	45	30		使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 かんがいや農薬の希釈、収穫後の洗浄などに使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)を把握する。</li> <li>2 水源や水路およびその周辺をはじめとした水の汚染が確認された場合は、用途に見合った水質となるよう改善措置を取る。</li> <li>3 生食する農産物に直接かかる水は、定期的な水質検査を行い、安全性を確認する。 など</li> </ol>
	17-2	46	31		養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用する水の水源を確認し、水源の汚染がわかった場合は改善する。</li> <li>2 衛生的な維持・管理のため、培養液はできる限り頻繁に交換する。また、再利用する場合は、大腸菌等の微生物による汚染や汚染物質混入防止対策を講じる。</li> <li>3 養液栽培用の資材や機器は衛生的に保管・取扱いをし、栽培終了後など必要なときに洗浄・消毒を行う。</li> </ol>

果樹 ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日最終改定)						
県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青果物)	関連目的	取組事項	取組例
器具等の適正使用	18-1	47	36	環境保全 労働安全	器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:農業)を活用する。</li> <li>2 機械、装置等を一覧表に書き出し、運転日誌、点検・整備の記録(実施日、内容等)を作成し、記録に基づき適切に管理することで確認漏れ、整備不良等を防止する。</li> <li>3 機械、装置等の使用前には、防護カバー等の安全装置を含めて必ず点検を行い、衛生状態、安全装置、接合部の緩み、オイル漏れがないこと等を確認する。異常がある場合は調整又は修理をする等の必要な措置を行い、法令上義務となっている事項等、指定された定期交換部品は必ず交換する。</li> <li>4 機械の掃除や修理を行う場合には、原則、機械を停止させる。</li> <li>5 機械、装置等の使用後は、適切に洗浄、拭取り等して衛生的に管理する。</li> <li>6 機械を保管する際は、昇降部を下げてキーを抜く。盗難防止の観点から、機械、装置等を施錠できる倉庫に厳重に保管する等の対策を講じる。</li> </ol>
	18-2	48	38		栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械や運搬車両、容器類が農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているのか確認する。</li> <li>2 農産物の容器包装には、食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」(注釈:2020年6月の「改正食品衛生法」の施行を受けて見直し)を満たしたものを選定する。</li> <li>3 機械や器具の洗浄に使用する洗剤、潤滑油等は、農産物に接触しても問題がないものを選定し使用する。</li> <li>4 包装資材・容器類の点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管し、取り扱う。</li> <li>5 用途別、場所別に清掃道具を準備し、分別して保管し、使用する。</li> <li>6 掃除道具は衛生的に保管し、適切な頻度で交換する。</li> </ol>
適正な種苗管理	19	49	47		信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 種苗の品種、生産地、採種年月(又は有効期限)、数量、農薬の使用履歴、種苗業者の名称、発芽率が表示されている種苗を入手し、記録する。特に、種苗の健全性が収穫に大きく影響を及ぼす作物(馬鈴薯等)を購入する際は、検査合格証票を確認する。</li> <li>2 自家増殖した種苗は、どのほ場で採取されたか(複数ほ場からの選抜も可)を記録する。</li> </ol>
ドリフト対策	20	50	48		隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自らのほ場・農産物に対し、周辺で使用される農薬からの影響があるか、ドリフトの危険性について調べる。</li> <li>2 ドリフトの影響が懸念される場合は、周辺の農薬使用者とコミュニケーションをとり、お互いに影響がないように話し合いをする。</li> </ol>
農薬の適正使用	21-1	51	52		使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農場で使用する予定の農薬のリストを作成する。</li> <li>2 農薬取締法に定められた「使用基準違反」にならないように、リストを整備する。なお、病害虫において、農薬に対する耐性・抵抗性が生じるリスクを軽減するため、作用機構などを調べ、同じ系統の農薬を連用することがないように、農薬のリストを工夫する。</li> </ol>
	21-2	52	53		農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に従って使用する。</li> <li>2 最終有効年月を過ぎた農薬は、明確に識別、分別し、できるだけ早急に廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処分する。</li> </ol>
	21-3	53	57	環境保全	農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防除作業の前には、防除に使用する機械・器具を点検する。</li> <li>2 防除器具は適切に洗浄されているか、目視で確認する。</li> <li>3 防除器具、防除衣等の保護装備を洗浄した水は、農薬を散布したほ場に浸透するなど適切に処理する。</li> </ol>
	21-4	54	59	環境保全 労働安全	食品安全(容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等)、環境保全(流出防止対策等)、労働安全(毒劇・危険物表示、通気性の確保等)に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農場では、第三者が農薬を持ち出し、悪用することを防がなければならない。</li> <li>2 作業者が保管庫から間違った農薬を取り出すことがないように、誤使用を防ぐことが必要である。</li> <li>3 強固で、十分な大きさの農薬保管庫を用意し、鍵をかけ、識別・分別して保管する。特に、毒物や劇物に該当する農薬については、それぞれを区別した上で、鍵をかけて保管、管理する。</li> <li>4 危険物に指定される農薬は消防法に従った管理が要求される。</li> <li>5 保管中や使用に際して、農薬の容器が倒れて中身がこぼれ、他の農薬と混じる、汚染する、周囲に流出することがないように、密封し、漏れ防止の対策を講じる。</li> </ol>
	21-5	55	60		農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農薬に関する責任者を決め、その責任者が防除を一元的に管理、指示する体制を整え、農薬散布の重複や散布漏れ、間違った農薬の散布などを防ぐ。</li> <li>2 農薬に関する責任者は、新薬や最新の防除体系、登録の失効や使用基準の変更など、農薬に関する最新の情報を入手し、知識や技量の向上を図る。</li> </ol>
堆肥、肥料の適正施用	22-1	56	61	環境保全	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染や外来雑草種子等の殺滅のため、数日間、高温で発酵した堆肥を施用。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 数日間60℃以上の高温で発酵した堆肥(切り返しを適切に行い、病原微生物が死滅するまで十分発酵させた堆肥)を使用する。</li> <li>2 出来上がった堆肥に、原料である家畜ふんや製造途中の堆肥が触れたり混入したりしないよう区分して管理する。</li> <li>3 特に収穫直前の場合、堆肥が直接または間接的に作物に触れないようにする。</li> <li>4 堆肥を購入する際、原料、製造方法、分析結果(成分票)など記載された文書を入手し確認する。</li> </ol>

**果樹 ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日最終改定)**

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青果物)	関連目的	取組事項	取組例
	22-2	57	62	環境保全	原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 肥料等（土壌改良の目的では場に投入する資材、客土等を含む）の成分の含有量や放射性物質の汚染の状況等が不明のまま使用すると、農産物や環境の汚染、農産物の生育障害につながる可能性がある。そのため、使用する肥料等の成分の含有量等を把握した上で、適切な施肥を行うために施肥設計を行う。</li> <li>2 放射性物質に関して「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」の表が公表されている。</li> <li>3 この表に含まれない肥料等については、原料の内容及び原産地、採取地、放射性物質の検査結果等を肥料メーカーや販売店などから取り寄せて確認する。</li> </ol>
燃油・肥料等の適正保管	23-1	59	40	環境保全 労働安全	食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 引火、発火、爆発等を起こさないように、適切な容器を使用し、保管庫等の条件を整え、注意喚起表示や消防設備等を準備する。</li> <li>2 所轄の消防署にも、適切な保管数量か、保管方法に問題がないか、指導を受ける。</li> <li>3 燃料漏れ防止対策を講じる。漏れた場合の備えとして、防油堤を設置する、吸着シートや十分な量の砂を用意するなどの対策を講じる。</li> <li>4 保管や使用する場所での火気厳禁、内容物にあった保管容器の使用を徹底し、消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理する。</li> <li>5 油が流出した場合は関係機関に連絡するとともに、被害拡大防止策を講ずる。</li> </ol>
	23-2	60	65	環境保全 労働安全	食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料や堆肥等の保管、在庫管理の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 肥料や堆肥等（葉面散布剤、土壌改良材、微生物資材等も含む）を適切に保管しないと、肥料の固化、劣化が進み、包装が傷んで漏洩する、崩れやすくなる等のリスクが高まる。その結果、農産物や環境を汚染する危険性が高まるとともに、作業者の安全性にも影響を生じる。</li> <li>2 環境面では、肥料が漏れれば窒素等による水源汚染などの悪影響が生じる。</li> <li>3 安全の面では、肥料等が農産物や収穫・取扱関連の機械・器具等と接触して汚染の原因にもなる。</li> <li>4 未熟な堆肥（病原性微生物が未殺菌の可能性）と完熟堆肥との交差汚染が生じれば、堆肥使用を原因とする農産物等の汚染が起こる恐れがあり、それにより大きな食中毒事件が発生する可能性がある。</li> </ol>

**4 環境保全を主な目的とする取組**

ルール策定に係る取組	24	63	10		農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土壌診断を実施する。</li> <li>2 自治体等の指針を入手する。</li> <li>3 土壌診断結果等に基づき、適切に施肥設計を立案し、設計を遵守する。</li> <li>4 廃プラスチック回収を適切に行い、劣化した肥料袋など、プラスチック類の放置、野焼きを行わない。</li> <li>5 中長期展張フィルム等による長期利用や生分解性マルチの利用により環境負荷を低減する。</li> </ol>
土づくりと適正施肥	25-1	64	28		堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 長野県野菜栽培指標などを参考に堆肥や緑肥を施用する。</li> <li>2 土壌診断や作物診断等を実施し、作物特性やデータに基づいた適正な施肥に努める。</li> <li>3 堆肥や有機質肥料、緑肥等の有機物やバイオ炭を土づくりに有効活用するように努める。</li> <li>4 ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き作物残さ等のすき込みによる土づくりに努める。</li> <li>5 樹園地については、堆肥の施用が困難な場合、草生栽培や敷きわらによる有機物の供給に努める。</li> </ol>
	25-2	65	63		土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 過剰な肥料成分量を投入すると、環境汚染（地下水汚染、塩類集積、一酸化二窒素発生等）のリスクが高まる。</li> <li>2 一方、肥料成分の不足により生育不良が発生するリスクがある。そのため、環境汚染のリスクを下げるため、土壌診断等により土壌状態を把握し、その結果に基づいた施肥設計を行う。</li> </ol>
	25-3	66	29		土壌の侵食を軽減する対策の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 未作付期間にエン麦やライ麦などの緑肥作物等を作付する。</li> <li>2 堆肥の施用などによって土壌の透水性改善をはかる。</li> <li>3 ほ場とほ場の間に、防風垣を設置する。 など</li> </ol>
廃棄物への適切な対応	26-1	67	32		ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残さ、廃棄物等の適切な管理。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自らの農場からどのような排水が出ているかを把握する。</li> <li>2 排水桝や沈殿槽を設け、泥、残さ等を取り除き、機械類の洗浄場所を水源に影響がない場所に確保する。</li> <li>3 泥や農産物の残さは、定期的に除去し、排水路が詰まったり、排水が溢れ出したりしないように管理する。</li> <li>4 排水中の栄養分を極力少なくしてから排出する。</li> </ol>
	26-2	68	42	食品安全	農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残さ等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発生した廃棄物は、産業廃棄物や事業系一般廃棄物として、法に従い適正な処理を行う。法令で規定されている産業廃棄物（使用済みプラスチック類や農薬、金属類、廃油等）は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度により、適正処理の最後まで確認する。</li> <li>2 廃棄物を一時保管する場所を決め、他の資材との接触を防ぎ、散乱しないように管理する。</li> <li>3 排出される廃棄物の削減に努める。</li> <li>4 使用済みプラスチック類の排出削減やリサイクル率向上に取り組む。</li> </ol>
	26-3	69	43	労働安全	農場内の整理・整頓・清掃・清潔の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 資格を有する産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。</li> <li>2 廃棄物専用保管場所を設け、廃棄物に明確な印を付ける。</li> </ol>

果樹 ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日最終改定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青果物)	関連目的	取組事項	取組例
	26-4	70	54		農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防除器具等が適切に動作するか事前に確認する。</li> <li>2 詰まりや前回使用した農薬が残っていないか点検する。</li> <li>3 防護装備を適切に装着して作業に当たる。</li> <li>4 必要最小限の散布液を調製し、農薬の使用基準違反の回避、環境汚染の防止、経済負担の軽減に努める。</li> <li>5 農薬を計量する際は、正確に測れるよう水平な場所で行い、また調製に使用した計量カップなどの計量機器および器具は、農薬の成分が残らないように十分な洗浄、拭取り等を行う。</li> </ol>
温暖化防止に係る対応	27	71	41		温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農場内で使用しているエネルギーの種類(電気、燃料等)、使用量を把握、記録し、使用量の削減方法を検討する。</li> <li>2 農業機械・車両を適切に使用する(アイドリングストップ、適切な走行速度やエンジン回転数での作業実施、適切な土壌水分時の作業実施等)。</li> <li>3 機械・器具の適切な点検整備による燃費向上</li> <li>4 不要な照明のこまめな消灯</li> <li>5 再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電等)への切替え</li> <li>6 農場由来の温室効果ガスを削減する。</li> <li>7 ほ場への炭素貯留に取り組む。</li> </ol>
周辺環境への配慮の取組	28-1	72	44		周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ほ場周辺の環境、住民の方々を把握し、周りの人や施設に迷惑をかけていないか、過去にトラブルになったことがないか、自治体や自治会組織に相談が持ち込まれていないか把握する。</li> <li>2 ほ場周辺住民との積極的にコミュニケーションを図る。</li> </ol>
	28-2	73	55		農薬使用時における周辺作物・生態系・周辺住民等への影響の回避。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺の生産者、有機農産物栽培者及び養蜂業者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等について情報提供を行う。また、近隣住民等へ農薬の散布を事前に周知する。</li> <li>2 病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布を行うほか、農薬の使用量、使用回数を削減する。</li> <li>3 隣接ほ場等の収穫時期を把握し直前の散布を避ける。</li> <li>4 近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に散布する。</li> <li>5 風向きを考慮したノズルの向きを設定を行う。</li> <li>6 飛散が少ない剤型の農薬および農薬の飛散を抑制するノズル、散布方法および散布器具を選択する。</li> <li>7 防風ネットの設置や、畦畔への背の高い緑肥の栽培を検討する。</li> <li>8 農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスクなどの防護装備を着用し、被覆処理が必要な農薬は処理直後にビニールなどで被覆を確実にを行う。</li> <li>9 生物農薬を使用する際は、生態系を守るためにラベルの注意事項に従って使用し、殺処分が必要な場合は確実にを行う。 など</li> </ol>
生物多様性への配慮の取組	29-1	76	45		ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ほ場とほ場周辺にどのような動植物が生息しているか、希少動植物、在来種、外来種等を認識し、それらの生息数がどのようにな変化しているか把握する。</li> <li>2 生態系のバランスを考えたいうえて、地域の一員としてどのように環境と生物多様性に貢献できるかを考えて活動する。</li> <li>3 地域ぐるみで以下のような鳥獣被害防止対策を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①食品残さなど廃棄物の管理を徹底し、鳥獣を引き寄せないようにする。</li> <li>②周辺に放任している果樹がある場合は除去する。</li> <li>③侵入防止柵を設置する。</li> <li>④追い払いや追い上げ活動を行う。 など</li> </ol> </li> </ol>
	29-2	77	46		セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他生物農薬等の外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 セイヨウオオマルハナバチの飼養にあたっては、以下の取組を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①ハチの飼養に関する環境省の許可を取得(1回の許可の有効期間は3年間)</li> <li>②栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆</li> <li>③栽培施設の出入口への二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆</li> <li>④使用後のハチの確実な殺処分の実施</li> <li>⑤栽培施設への許可証の掲出 など</li> </ol> </li> <li>2 生物農薬使用に際しては、農薬の適正使用にあたり管理番号28-2について確認のこと。</li> </ol>
IPMの実施	30-1	78	49		病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備(IPMにおける「予防」の取組)。	<p>「健全な種苗の使用」「病害虫の発生源の除去」に取り組む。</p> <p>【取組例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健全な種苗の使用(種子更新・種子消毒の実施、検定済み無毒苗木・種子の使用、病徴や徒長のない苗の使用等)</li> <li>2 病害虫の発生源(作物残さ、周辺雑草、寄主植物等)の除去</li> <li>3 抵抗性品種の導入</li> <li>4 土壌の排水性の改善</li> <li>5 土壌診断に基づく適正な施肥管理</li> <li>6 適正な栽培密度の管理</li> <li>7 輪作の実施</li> <li>8 緑肥の活用 等</li> </ol>



果樹 ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日最終改定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青果物)	関連目的	取組事項	取組例
	30-2	79	50		病虫害・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断(IPMにおける「判断」の取組)。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「発生予察情報の活用」「ほ場観察」により病虫害・雑草の発生状況等を把握した上で防除要否及びタイミングを判断する。</li> <li>2 ほ場やほ場周辺における病虫害・雑草や天敵の発生状況を観察することにより防除要否及びタイミングを判断する。</li> </ol>
	30-3	80	51		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除(IPMにおける「防除」の取組)。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 化学的防除だけでなく、「物理的防除」「生物的防除」など多様な防除方法を組み合わせることを基本として、粘着シート、天敵など化学農薬以外の多様な防除資材を活用し、適切な使用方法による防除を行う。</li> <li>2 化学農薬の使用においては可能な範囲で環境負荷の低減にも資する化学農薬を活用し、環境負荷の低減にも資する使用方法による防除にも取り組む。</li> <li>3 IPMの実践にあたっては、PDCAサイクルにより、毎年、取り組み方法の改善を図ることが重要である。そのため、いつ、どのような取り組みを行ったか記録を残す。</li> </ol>